

## ○寒川町議会だより広告掲載要綱

平成31年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、財源を確保し、もって寒川町議会の議会活動の更なる充実を図るため、寒川町議会だより発行規程(昭和47年寒川町議会告示第1号。以下「発行規程」という。)の規定に基づき発行する寒川町議会だより(発行規程第3条ただし書の規定により臨時に発行するものを除く。以下「議会だより」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 広告の範囲、掲載の優先順位、規制業種又は事業者、掲載基準及び業種ごとの基準については、寒川町広告掲載要綱(平成20年4月1日施行)及び寒川町広告掲載基準(平成20年4月1日施行)の例による。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別表のとおりとする。

(広告の掲載場所及び位置)

第4条 広告は、原則として、「裏表紙」に掲載するものとし、その位置は、議長が指定する。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、議会だより及び寒川町ホームページ等により公募する。

(広告の掲載申込み)

第6条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する号を発行する月の3月前(一括申込(複数の号への掲載を一括して申し込むことをいう。以下同じ。))をする申込者にあつては最初の号を発行する月の3月前)の1日から20日までの間に、寒川町議会だより広告掲載申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類(申込者が広告代理業を行う者であるときは、当該申込者に係る第1号及び第3号に

掲げる書類並びに当該申込者に申込みの代理を依頼した者に係る次に掲げる書類)を添付して議長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内パンフレット等の事業内容、社歴等がわかる書類
- (2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格証又は免許証の写し等の書類
- (3) 法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度(4月1日から7月31日までに申し込む場合にあっては、前年度)の市区町村民税の納税証明書又は領収書の写し

2 申込者は、一括申込をする場合においては、申込日の属する月の3月後の初日から1年を経過する日までの間に発行される号への掲載を希望することができる。

(広告主の決定)

第7条 議長は、前条の規定による申込書の提出を受けたときは、あらかじめ議会だより編集委員会の意見を聴いて、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 議長は、前条の規定による申込みがあった場合において、広告を掲載するときはその旨を、広告を掲載しないときはその旨及び理由を議会だより広告掲載決定書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(広告の原稿作成及び提出)

第8条 広告の原稿は、前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担により作成し、議長が指定する期日までに、完成版下原稿で提出するものとする。

(広告の責任)

第9条 掲載された広告の内容等に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載料)

第10条 掲載1回当たりの広告掲載料は、規格に応じて別表のとおりとする。

2 4の号について一括申込をしたときの広告掲載料の額は、前項の規定にかかわらず、掲載1回当たりの広告掲載料に100分の90を乗じて得た額により算出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、議長が指定する期日までに、一括して広告掲載料を支払わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主(当該広告主に申込みの代理を依頼した者を含む。)又は広告の内容が第2条の規定に違反すると認められるとき。

(2) 広告主が、第8条の規定に違反して議長が指定する期日までに原稿を提出しないとき。

(3) 広告主が、前条の規定に違反して議長が指定する期日までに広告掲載料を支払わないとき。

2 議長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときはその旨及び理由を議会だより広告取消し書(第3号様式)により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を生じることがあっても、町議会は、その責を負わない。

(広告掲載料の還付)

第13条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、当該広告掲載料を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を還付する場合において、第10条第2項の規定により広告掲載料が減額されているときは、掲載することができなかった広告の規格に応じ、掲載1回当たりの広告掲載料に100分の90を乗じて得た額を還付するものとする。

3 第1項ただし書の規定による広告掲載料の還付を受けようとする者は、議会だより

広告掲載料還付請求書(第4号様式)に議会だより広告掲載決定書(第2号様式)を添えて議長に請求しなければならない。

(国等が申し込む場合の例外)

第14条 申込者が国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類する団体であるときは、第3条及び第10条第1項の規定にかかわらず、これらの規定によらないで、広告掲載料及び広告の規格を定めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、議会だよりへの広告掲載について必要な事項は議長が定める。

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

別表(第3条、第10条関係)

掲載場所	規格(縦×横)	掲載1回当たりの掲載料
裏表紙	115mm×85mm	40,000円